

個別指導塾ユニオンの取り組みについて

渡辺寛人（個別指導塾ユニオン代表）

■個別指導塾ユニオンについて

・学生アルバイトの塾講師を中心に、個別指導塾における労働条件の改善に取り組む労働組合。学生アルバイトの労働相談を受けるブラックバイトユニオンの学生スタッフと、同ユニオンに相談にきた個別指導塾の講師の学生らで結成。個別指導塾の労働相談を受け付け、会社との話し合いをつうじて教室・会社・業界の改善を目指しています。2014年に発足した総合サポートユニオン（旧名称・ブラック企業対策ユニオン）の支部となります。学生アルバイト以外の従業員の相談も受け付けている。

・ブラックバイトの労働相談が増える中で、個別指導塾からの相談の割合が多いことに気づいた。小売、飲食、個別指導塾で約3割ずつ。狭い業界において集中的に問題が発生していることを重視し、業界の改善を焦点化してユニオンを結成した。

■個別指導塾からの主な相談内容

- ・コマ給による賃金未払い
→「授業前後で毎日1時間以上ただ働きをさせられている」
- ・休めない・辞められない
→「講師が少ないために大学の試験期間でも休ませてもらえない」
→「授業が回らなくなるから辞めることができない」「生徒たちを「人質」にとられたよう」

※集団指導型と個別指導型の違い

・集団指導型

- 授業の形式：数十人程度の生徒を相手とした講義形式。予備校のイメージ。
- 生徒の授業水準も相対的に高く、学習意欲が高い生徒が出席している。
- 講師に必要な技能：学力水準や説明方法等、一定以上の熟練や高い勉強能力が必要とされる。
→アルバイトは高偏差値大学の学生が中心、個人事業主の講師の問題も
- 給与：コマ給。学生バイトでも1コマ（90分程度）あたり2000円以上、3000円台のことも

・個別指導型

- 授業の形式：1～3名程度の生徒を相手とした付き添い・見守り形式。
→中～低学力の生徒を対象としているケースが多い。学習意欲が低い生徒も多い。
- 講師に必要な技能：学力水準は高くなくても可能。
→親が家にいない小学校低学年に付き添っているだけの「子守」のケースも
→志望先や、宿題の確認（同じ学校の別の生徒から宿題の有無を聞いて確認することも）、学校の授業への態度まで確認することも
→講師や塾によっては意欲や学力が高くない生徒を丁寧に教えようとすることもあり、その場合はある種の熟練や長い労働時間が必要とされる。
- 給与：コマ給。学生バイトでも1コマ（90分程度）あたり1500円程度、時給で最賃～1000円程度。授業前後の業務に定額（ほとんど最低賃金かそれ以下）の事務費等を支払うケースも。

○「コマ給」問題

- ・個別指導塾において、基本的に1コマ（60～90分）分しか賃金が払われない。

- ・個別指導塾においては、授業前業務として、準備（前回までの報告書の確認など）や、授業後業務として、生徒ごとの報告書の記入などの業務が必要となる。
 - 報告書等の書類は個人情報であるため、持ち帰りが不可能。
 - 一人の生徒を複数の講師で担当することもあり、その場合は特に授業前の報告書の確認が必要。
 - 塾によっては、先輩講師による後輩講師へのメンター制度を設けたり、「自主的」な勉強会を奨励
 - 授業料が高かったり、1対1の授業、丁寧な指導を謳う個別指導塾にある傾向（例：TK）
 - 塾の元生徒を積極的に採用している
 - 逆に、講師側も授業と最低限の業務で割り切っていることが多い塾も（例：MG）
- ・集団指導型の塾や予備校との違い
 - 集団指導型の塾や予備校で定着していた制度が、個別指導塾に広がったと考えられる。
 - 上記の業務は個別指導塾に特徴的で、職場で業務をせざるをえない業務
 - 時給が低い
 - 労働時間として認められやすい
 - 2015年になるまで、全く業界問題として認識されていなかった
- ・家庭教師業界のトライなど、学生バイト講師を個人事業主扱いで契約するケースも

○休めない、辞められない

- ブラックバイト全体に多い問題
 - 学生バイトに過剰な業務量を任せる
 - 人手不足もあり、責任感を内面化させることで管理職からの退職拒否に抵抗できない
 - 「辞めるのは甘え」「自分の都合と仕事のどっちが大事なんだ」
- 個別指導塾では生徒の担当をつけられることが多く、小売りや飲食より「客」が見えやすく、「生徒」を盾に経営の都合を内面化しやすい
 - 夏期講習、冬期講習などで連続勤務、長時間勤務（8時間を超えて36協定違反になることも）
 - 生徒のために自分の成績が下がるというケースや、うつで退学したケースも

○教室長関連の相談も

- 教室長は基本的に正社員
- 教室ごとに講師の給与と売り上げの割合が決まっており、コマ給以外の賃金について弾力的に運用
- ブラック企業の正社員としての教室長とブラックバイトの学生バイトの対立
 - 同じ「下層労働市場」の労働者として負担を押しつけ合う構造
- 教室長が頻繁に退職し、学生講師が代替的に保護者からの電話受付などの業務を行わされることも
- 教室長は授業をしないとされていたのに、講師不足により教えることも

■個別指導塾ユニオンの取り組み

○2014年

- ・8月1日 ブラックバイトユニオン結成・厚労省で記者会見
- ・徐々に個別指導塾の相談が増え出す

○2015年

- ・2月 厚生労働省労働基準局に、個別指導塾のコマ給問題について改善を要求
 - 3月に厚労省から塾業界に対する要請「学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の適正な支払等について」が出される。コマ給が労基法違反になる場合を列挙。
- ・3～5月 マスコミで段階的な社会化
 - ブラックバイト問題の流れで、個別指導塾のコマ給問題についてマスコミに働きかけ、朝日新聞教育欄やNHK「あさイチ」で特集を組んでもらう

- ・6月 個別指導塾ユニオン発足、明光義塾などの団体交渉申し入れ、厚労省で記者会見

○「明光義塾」

明光義塾は、業界最大手・パイオニアの個別指導塾フランチャイズチェーン。明光ネットワークジャパンがフランチャイズ本部となり、同社による直営は200教室。残り2100教室は400～500のオーナーがフランチャイジーとして加盟して経営している。

- ・2015年3月に茨城の「明光義塾」フランチャイズ加盟会社W社の一教室からコマ給の相談
→勤務5年の大学院1年生「全講師に未払い分を払わせたい」「生徒に恥ずかしくない塾にしたい」
- ・6月 W社とフランチャイズ本部の明光ネットワークジャパンに団体交渉申し入れ・会見
→直接の雇用関係にないフランチャイズ本部の明光ネットワークジャパンを団交に同席させることに成功
→W社および明光ネットワークジャパンでのコマ給改善・全講師分の賃金未払い
→本部の責任を問い全フランチャイズ加盟会社、全国2300の全教室の改善指導を求める
→なかなか改善しない
→8月 茨城のW社で労基署の是正勧告を出させて「明光義塾」の問題として記者会見
→全国の「明光義塾」チェーンから労働相談が集まる
→11月 仙台（直営）、埼玉、東京、大阪で労基署の是正勧告を出させて記者会見
→明光ネットワークジャパンは未払い賃金2年分全講師分支払いで4億5000万円支払わせる
→W社でもコマ給改善・未払い2年分全講師分支払い
→コマ給の改善：1コマごとに数十分間分の賃金を支払い、それを越えた分についても支払い対象に
→さらに、明光義塾フランチャイズ500社、2000教室全体に研修強化

○「湘南ゼミナール」

・神奈川は全国でも塾に通う小・中学生の割合がトップ。神奈川中心の個別指導塾も複数存在（神奈川4大個別指導塾）。湘南ゼミナールはその一つ。

- ・2015年6月 労働相談
- ・2015年8月 「森塾」を運営する湘南ゼミナールに対し団体交渉を申し入れ・神奈川県庁で記者会見
※団体交渉の経緯
→初回の団体交渉では、交渉担当者が、当事者の「声」に“共感”し、問題のある労務管理の実情について打ち明けたが、2-3回目では主張をひっくり返し、「授業時間以外の時間は労働時間ではない」といった主張を繰り返した。4回目の団体交渉は拒否され、会社が労働委員会に斡旋を申し立て
→抗議のため本社前での街頭宣伝行動、店舗（教室）回りでアルバイト講師に組合活動を周知
- ・2016年1月 労基署の是正勧告（12月に勧告）を厚労省で記者会見
- ・会社が謝礼金の支払いを実施。過去2年間をさかのぼって現職者、既退職者を問わず、全アルバイト講師に対して、総額5000万円分の謝礼金を支払うことを決定。

○他にも、「中萬学院」で団交を実施し、労基署是正勧告・記者会見で改善

■個別指導塾業界の利益構造

○コマ給による求人詐欺

→90分単位などで表示され、授業以外の賃金を書かないことで金額を高く見せ、労働条件を低いままにして人を集める。

○フランチャイズ形式

- 集団指導型の塾ではフランチャイズはないが、個別指導塾（特にM型）は非常に多い
- フランチャイザーや、フランチャイジーのオーナーや教室長も、教育業界外から流入

- フランチャイザーの幹部が小売りや営業出身だったり、建設会社がオーナーになっていたり
- CMを打ち知名度で求人しやすいが、実際に経営しているのは労務管理の杜撰な企業・個人事業主。
- フランチャイズ本部もいい加減だが、その指示も行き届かない
- むしろ細かい本部の労務管理の指示には反発することもあるとか (M)

○非正規雇用の割合が非常に高い

- 学生のブラックバイトによって成長してきたと言っても過言ではない

■個別指導塾業界の背景

- ・教育改革などを背景に、この20年ほどで急成長してきた業界である
- ・教育業界全体の凋落
 - 学習塾・予備校市場は1996年の1兆53億円から2000年には9215億円まで低下。
 - 個別指導塾業界の隆盛により、2002年には9920億円まで盛り返した。
- ・頭角を現した個別指導塾
 - 個別指導塾専門の明光義塾が特徴的。1998年には塾業界の売上げ32位、現在は上位10位以内。毎年100教室の出店ペースで、2004年には1300教室を突破、現在2300教室。
- ・2000年度初頭は大手集団指導塾が個別指導塾業界に参入
 - 1996～97年には栄光ゼミナールが個別指導塾「ビザビ」を展開、市進学院は1998年に「個太郎塾」を開設。2000年、早稲田アカデミーがMYSTA開設…。
 - 2003年には大手事業者のほぼ8割が参入または参入を検討している状態。
- ・塾業界の売上げの約半分が個別指導塾に
 - 2001年度は2990億円(9630億円)31%、2013年度は4130億円(9360億円)44%。

○背景にある学習指導要領・教育改革

- 2002年4月からの小中学校での新学習指導要領の施行、03年4月からの高校での施行。
- 学力低下への懸念、公教育への不信感が追い風となって市場規模が拡大。
- 2011年の指導要領の改訂で、補習のために個別指導塾に通う生徒が増えたとも言われる。
- 公的領域の削減を、ブラックバイト産業が補完している

※参考文献

- ブラックバイトの実例・構造について
 - ・今野晴貴『ブラックバイト』
 - ・編集部「なぜ個別指導塾はブラックバイトの象徴なのか」『POSSE』27号
- 個別指導塾ユニオンの運動について
 - ・編集部「エステ・ユニオンと個別指導塾ユニオンの取り組み」『POSSE』28号
 - ・北村太雅「思い入れのある会社を改善したい」——湘南ゼミナール事件における個別指導塾ユニオンの取り組み」『POSSE』30号
 - ・編集部「個別指導塾ユニオンによる明光義塾の改善報告」『POSSE』30号
- コマ給問題の法的整理
 - ・嶋崎量「「コマ給」をどう捉えるか——法的視点から考える個別指導塾の労働問題」『POSSE』27号
- 個別指導塾と塾業界の問題について
 - ・全国一般東京東部労組市進支部「塾はどのようにブラック企業になったか——市進学院の事例」『POSSE』27号
 - ・山田未知之「『月刊私塾界』編集長に聞く塾業界の実態と今後の展望」『POSSE』30号
 - ・編集部「適切な塾経営に向けて——塾経営者が語るフランチャイズの実態と労務管理改善の取り組み」『POSSE』30号